

17 畜産・酪農経営安定対策

【[所要額] 166, 839(175, 621) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲あるすべての生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備します。

<背景/課題>

- ・酪農経営：加工原料乳生産地域における生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金を交付していますが、乳価の低いチーズ向け生乳の仕向量の増加に対応するための新たな支援が必要です。
- ・肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚経営：平成22年度に、全国一律のシンプルな仕組みに統合する等の見直しを行ったこれら対策について、安定的に実施することが必要です。
- ・採卵養鶏経営：消費減退等の経営環境の変化を踏まえ、鶏卵価格差補てん事業に、大幅な卵価低落時に抑制的な生産を誘導するための仕組みを導入する必要があります。

政策目標

- 生乳の生産量：795万t（平成20年度）→800万t（平成32年度）
- 牛肉の生産量：52万t（平成20年度）→52万t（平成32年度）
- 豚肉の生産量：126万t（平成20年度）→126万t（平成32年度）
- 鶏卵の生産量：255万t（平成20年度）→245万t（平成32年度）

※新たな食料・農業・農村基本計画において、需要に応じた生産数量目標を設定

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳及び乳価の低いチーズ向け生乳を対象に助成金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補てんを行います。

家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付地を確保する酪農経営が、環境負荷軽減効果の高い営農活動を実践する場合に奨励金を交付します。

加工原料乳生産者補給金	[所要額] 21, 950 (21, 950) 百万円
チーズ向け生乳供給安定対策事業	8, 768 (8, 618) 百万円
加工原料乳等生産者経営安定対策事業〔基金規模〕	6, 000 (6, 000) 百万円
酪農環境負荷軽減支援事業	6, 347 (6, 446) 百万円
	補助率：定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県協議会、指定生乳生産者団体、生乳生産者	

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛生産者補給金に加え、肉専用種の子牛の平均売買価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	〔所要額〕	23,016 (24,755) 百万円 (※)
肉用牛繁殖経営支援事業	〔所要額〕	14,226 (14,243) 百万円
		補助率：定額、3/4以内
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体		

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

肥育牛1頭当たりの粗収益(全国平均)が生産費(全国平均)を下回った場合に、差額の8割を補てん金として交付します。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業	〔所要額〕	77,280 (84,636) 百万円 (※)
		補助率：3/4以内、定額
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者		

4. 養豚経営安定のための支援

豚枝肉の全国平均価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、差額の8割を補てん金として交付します。

養豚経営安定対策事業	〔所要額〕	10,007 (9,889) 百万円
		補助率：1/2以内、定額
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、肉豚生産者		

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補てん基準価格を下回った場合に差額の9割を補てんする鶏卵価格差補てん事業に加え、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に下落した場合に、成鶏の更新に併せて長期の空舎期間を設ける取組に奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業		5,189 (5,007) 百万円
		補助率：1/4以内、定額
事業実施主体：民間団体		

(※) 肉用子牛生産者補給金及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業は積立金の見直しを反映。

お問い合わせ先：		
1の事業	生産局畜産部牛乳乳製品課	(03-3502-5987 (直))
2、5の事業	生産局畜産部食肉鶏卵課	(03-3502-5989 (直))
3、4の事業	生産局畜産部畜産企画課	(03-3502-5979 (直))

酪農及び採卵養鶏の新たな経営安定対策について

《酪農経営安定対策》

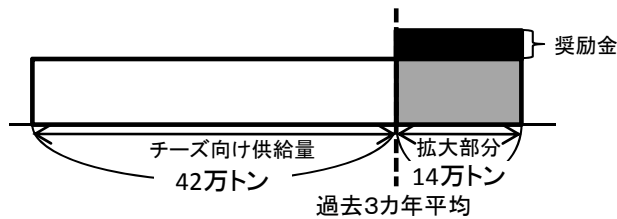
平成22年度

平成23年度

加工原料乳生産者補給金

国産チーズ供給拡大対策事業

- ・チーズ向け生乳の供給量が過去3カ年平均よりも拡大した場合に奨励金を交付



※平成22年度は、この対策に加え、生乳需要創出対策を措置

加工原料乳生産者経営安定対策事業

- ・加工原料乳価が低落した場合に、生産者と国が拠出(1:3)して造成した積立金から補てん(差額の8割)

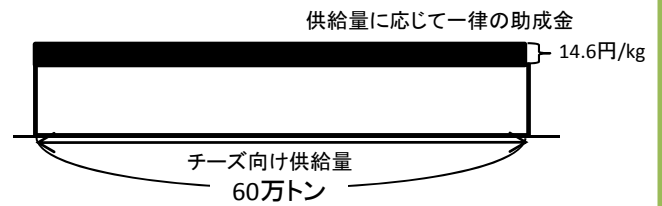
資源循環型酪農推進事業

- ・環境保全、飼料自給率向上に資する取組を実践する酪農経営に対し、飼料作付面積に応じて奨励金を交付

平成22年度対策に同じ

チーズ向け生乳供給安定対策事業

- ・チーズ向け生乳の供給量に応じて一律の助成金を交付



加工原料乳等生産者経営安定対策事業

- ・加工原料乳とは別にチーズ向け生乳に対しても同様の措置

酪農環境負荷軽減支援事業

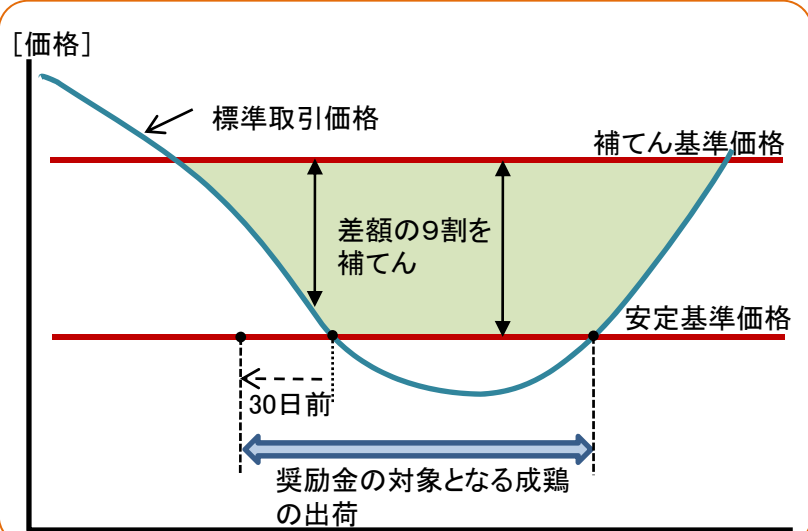
- ・環境負荷軽減効果の高い営農活動を実践する酪農経営に対し、飼料作付面積に応じて奨励金を交付(15,000円/ha)

《鶏卵生産者経営安定対策》

1. 鶏卵価格差補てん事業

鶏卵の標準取引価格(月毎)が補てん基準価格を下回った場合、その差額(補てん基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。)の9割を補てんする。

〔生産者積立金から3/4を交付し、国から1/4を補助。〕



2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格(日毎)が安定基準価格を下回った日の30日前から、安定基準価格以上となる日の前日までに、更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた場合に奨励金を交付する。

○奨励金単価

大規模生産者(10万羽以上) 150円/羽
中小規模生産者(10万羽未満) 200円/羽

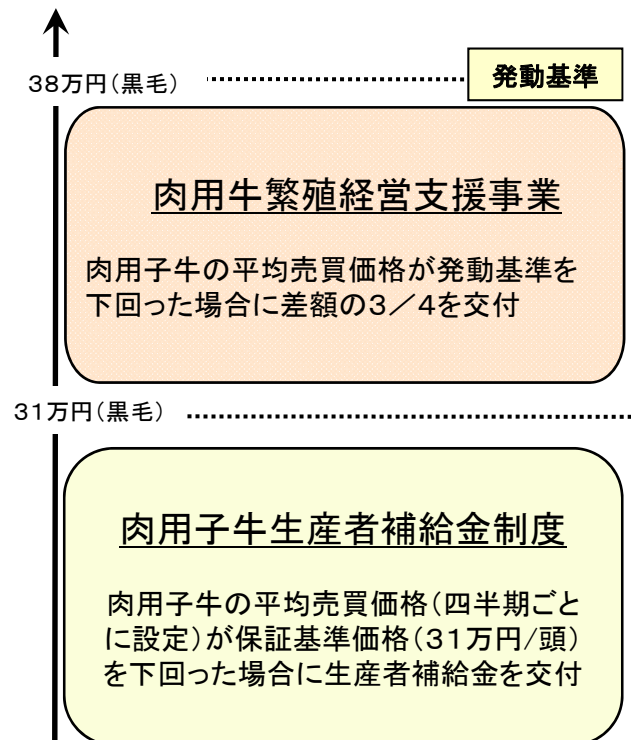
肉用牛経営及び養豚の経営安定対策について

- 22年度に肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚経営対策について、全国一律のシンプルな仕組みに見直し。
- 23年度は、引き続き22年度と同じ仕組みとし、補給金等の交付に必要な所要額を確保。
- 今後、新たな対策の実施状況や生産現場の意見等を踏まえ、各畜種ごとの制度のあり方や導入時期を検討する方針。

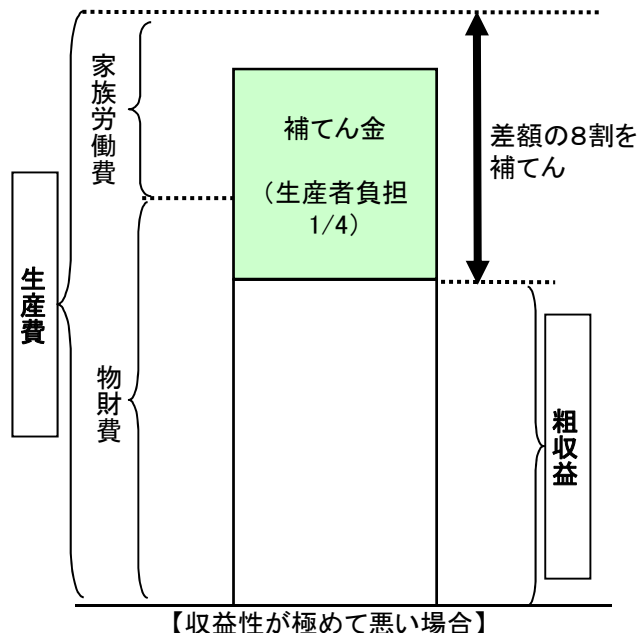
肉用牛繁殖経営対策

肉用牛肥育経営安定特別対策事業

(円/頭)



- ・飼料高騰を踏まえた緊急措置である補完マルキンをマルキンと統合
- ・補てん金の算定方法を全国一本化



養豚経営安定対策事業

- ・補填金の算定方法を全国一本化
- ・年間を通じて生産コストを下回った分を補てん
- ・負担割合 生産者1:国1

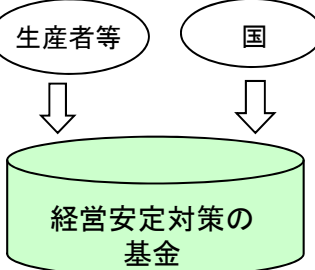
保証基準価格
460円
(生産コスト)

枝肉価格

平均枝肉価格

【春～夏】

【秋～冬】



年間の所得
減少分を補てん

平均枝肉価格が保証基準価格を下回った場合に差額の8割を補てん